

一般社団法人 全国さく井協会北海道支部規程

昭和55年5月15日 制定
平成11年5月14日 一部改正
平成15年5月16日 一部改正
平成21年4月21日 一部改正

(名称及び事務所の所在地)

第1条 この法人の名称は、一般社団法人全国さく井協会北海道支部（以下「支部」という）と称し、事務所を札幌市に置く。

(目的)

第2条 この規程は、一般社団法人全国さく井協会（以下「全さく協」という）の定款及び規則に定めるもののほか、支部の組織及び支部の会務運営と会員相互の親睦を図ることを目的とし、このための基準を定める。

(役員)

第3条 支部に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 1名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 監事 | 1名 |

(役員を選任)

第4条 理事及び監事は、支部に所属する正会員の中から総会において選任する。
2 総会において理事に選任されたものは、選任された日から理事となる。
3 支部長及び副支部長は、理事の互選によって選任する。

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とする。但し、補欠による役員任期は、それぞれ前任者の残期間とする。
2 役員は、再任されることが出来る。
3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員報酬)

第6条 役員は、無報酬とする。但し、費用を弁済することができる。

(役員職務)

第7条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 支部長は、支部を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長の会務に支障のある場合は支部長があらかじめ定めた順位で職務を代行する。
- (3) 理事は、第10条第3項に定める事項を審議決定する。
- (4) 監事は、支部の会計を監査する。

(顧問)

第8条 支部に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、重要な事項について支部長の諮問に応ずる。
- 3 顧問は、理事会の承認を経て支部長が委嘱する。

(総会)

第9条 支部長は、毎年5月までの間に通常総会を開催する。又必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。
- 3 総会の議長は、支部長がこれに当たる。
- 4 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び収支決算の承認
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定
 - (3) その他支部の運営に関する重要な事項

(理事会)

第10条 理事会は、理事をもって構成し、議長は支部長がこれにあたる。

- 2 理事会は、支部長が必要と認めるとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示し、請求があったとき開催することができる。
- 3 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行
 - (2) 総会に附議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(行事)

第11条 支部は、全さく協定款第3条の示すところに従い、必要な調査・研究、発表会、講演会、講習会、見学会、視察会等の行事を行うことができる。

(図書の刊行)

第12条 支部は、さく井工事等に関する図書、印刷物を刊行することができる。

(委員会)

第13条 支部長は、調査研究等のため、必要があるときは委員会を設けることができる。

(職員)

第14条 支部長は、支部の事務を処理するため、必要に応じ事務局長及び有給職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決に基づき職務を処理する。

(会計)

第15条 支部の経費は、財産（入会金及び会費、財産から生ずる収入、事業に伴う収入、その他の収入）をもって支弁する。

- 2 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会計は、監事の会計監査を受けなければならない。

(事業計画及び予算)

第16条 支部の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、支部長が作成し、毎年度開始前に総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、全さく協会長に提出するものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告及び決算報告)

第17条 支部の事業報告及び決算は、毎年度終了後支部長が作成し、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、全さく協会長に提出するものとする。

(報告)

第18条 支部長は、第11条、第12条及び第20条第2項の事項を実施したときは、その都度全さく協会長に報告するものとする。

(規程の変更)

第19条 この規程の変更は、総会において正会員の3分の2以上の議決を経て、全さく協会長の承認を得るものとする。

(規程の運用)

第20条 本規程の運用に関し、特に明記されていないものは、全さく協定款及び規則、基本財産の運用方針を準用する。

2 支部長は、この規程の施行について必要な事項に関し、理事会の過半数の決議を経て、別に内規等を定めることができる。